

行方市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

行方市長



行方市条例第5号

行方市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

行方市国民健康保険税条例(平成17年行方市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「,」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))」を「法」に、「100分の7.6」を「次条の税率」に改める。

第4条を次のように改める。

(基礎課税額に係る税率等)

第4条 基礎課税額に係る税率及び第2条第2項の被保険者均等割額は、別表第1のとおりとする。

第6条から第9条までを次のように改める。

(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の算定)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の税率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額に係る税率等)

第7条 後期高齢者支援金等課税額に係る税率及び第2条第3項の被保険者均等割額は、別表第1のとおりとする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額の算定)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の税率を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る税率等)

第9条 介護納付金課税額に係る税率及び第2条第4項の被保険者均等割額は、別表第1のとおりとする。

第9条の次に次の2条を加える。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額の算定)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に次条の税率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率等)

第9条の3 子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率並びに第2条第5項の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額は、別表第1のとおりとする。

第23条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該基礎課税額の被保険者均等割額に別表第2に掲げる率を乗じて得た額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する額を超える場合には、同項ただし書に規定する額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に同表に掲げる率を乗じて得た額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する額を超える場合には、同項ただし書に規定する額)、同条第4項本文の介護納付金課税額から当該介護納付金課税額の被保険者均等割額に同表に掲げる率を乗じて得た額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する額を超える場合には、同項ただし書に規定する額)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額に同表に掲げる率を乗じて得た額を減額して得た額(当該減額して得た額が同項ただし書に規定する額を超える場合には、同項ただし書に規定する額)の合算額とする。

第23条第1項第1号アからウまでを削り、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」

に改め、同号アからウまでを削り、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号アからウまでを削り、同条第2項及び第3項を削る。

第23条の2の次に次の2条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額)

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額して得た額とする。

(産前産後の被保険者に係る国民健康保険税の減額)

第23条の4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(第23条、第23条の3又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該被保険者均等割額から、当該

納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 (第 4 条—第 9 条の 3 関係)

区分	税率等
(1) 基礎課税額に係る税率	100 分の 7.6
(2) 基礎課税額の被保険者均等割額(被保険者 1 人につき)	38,000 円
(3) 後期高齢者支援金等課税額に係る税率	100 分の 3.2
(4) 後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額(被保険者 1 人につき)	19,000 円
(5) 介護納付金課税額に係る税率	100 分の 2.5
(6) 介護納付金課税額の被保険者均等割額(被保険者 1 人につき)	18,000 円
(7) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率	100 分の 0.29
(8) 子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(被保険者 1 人につき)	1,900 円
(9) 子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額(被保険者 1 人につき)	140 円

別表第 2 (第 23 条関係)

区分	率	
第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる 納税義務者	基礎課税額	10 分の 7
	後期高齢者支援金等課税額	10 分の 7
	介護納付金課税額	10 分の 7
	子ども・子育て支援納付金課税額	10 分の 7
	子ども・子育て支援納付金課税額(18 歳以上被保険者)	10 分の 7
第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる 納税義務者	基礎課税額	10 分の 5
	後期高齢者支援金等課税額	10 分の 5
	介護納付金課税額	10 分の 5
	子ども・子育て支援納付金課税額	10 分の 5
	子ども・子育て支援納付金課税額(18 歳以上被保険者)	10 分の 5

	以上被保険者)	
第 23 条第 1 項第 3 号に掲げる 納税義務者	基礎課税額	10 分の 2
	後期高齢者支援金等課税額	10 分の 2
	介護納付金課税額	10 分の 2
	子ども・子育て支援納付金課税額	10 分の 2
	子ども・子育て支援納付金課税額(18 歳 以上被保険者)	10 分の 2

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の行方市市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。